

不法投棄は法律違反です！

皆さん、「不法投棄」という言葉を知っていますか？
決められたごみ処理のルールに従わず、他人の土地や道路にごみを捨てることです。
ゴミが出るのは仕方のないことですが、その処理の仕方やルールを守らなくなると町はどうなってしまうでしょうか？
今、そのルールを守らずに捨てられるごみが後を絶ちません。

不法投棄とは？

不法投棄と聞くとタイヤやテレビ等の家電製品を思い浮かびませんか？
このようなケースに限らず、空き缶やタバコの吸殻、弁当の空箱なども立派な不法投棄です。
東南アジアの国「シンガポール」ではポイ捨てをすると罰せられるというのは皆さんもご存知ではないでしょうか。
また、穴を掘って廃棄物を埋めるのも不法投棄にあたります。他人の土地はもちろん自分の土地であっても同様に不法投棄となります。

不法投棄は犯罪です！

廃棄物をみだりに投棄すると、法律により罰せられます。

内容	罰則	根拠法令
不法投棄したもの	5年以下の懲役もしくは 1千万円以下の罰 金またはこの併科	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第25 条第1項第14号

罰則だけでは十分な効果があるとは言えません。
そこで、私たちが出来る対策として定期的な巡回や草刈りなどがあります。
人通りが少ない場所や日陰の場所。ゴミを隠しやすい草むらや樹木の間など、不法投棄の現場となりやすい箇所を極力減らしていきましょう。
1人1人がごみ処理のルールを守り、不法投棄をしないことはもちろん、させないようにすることで清潔で住みよい和光町を守っていきましょう。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111(内線752)

パスポートの申請・交付窓口は 本庁・税務住民課で行っています

現在、パスポートの申請・交付窓口は本庁・税務住民課で行っています。
申請から受領まで、手続きに9日間かかります(土日祝日および年末年始を除く)。申請は余裕をもって早めに窓口にお越しください。

【申請時間】
平日(月～金) 午前9時～午後4時30分
【交付時間】
平日(月～金) 午前9時～午後5時



問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723

個人情報を知ることはありません！

日本年金機構への不正アクセス事案による「年金情報流出」について、日本年金機構より以下のとおり注意喚起のお知らせが来ています。
このことで、町職員が町民の皆さんに対し電話や訪問による個人情報の聞き取りをすることはありませんので、不審な電話などがございましたら下記までお気軽にご相談ください。

「年金情報流出」を口実にした 犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された人への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは？など、ご心配の人は、
下記専用電話窓口または玉名年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口 (通話料はかかりません)

0120-818211

受付時間 午前8時30分～午後9時

問い合わせ先 玉名年金事務所 国民年金課 ☎0968・74・1638
和光町役場(本庁) 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723